

第16回専門委員会における指摘事項への対応

指摘事項・意見	対応
<p>公共用水域、地下水におけるカドミウムの環境基準超過地点について、特に周辺に事業場がなく超過理由が不明の地点について、産総研の『地球化学図』で示している自然由来で銅・亜鉛が高い地点を示したものと比較して確認して欲しい。(中杉委員、細見委員)</p>	<p>資料3-2により示す。</p>
<p>暫定排水基準(案)と水濁法第12条第2項の主旨に鑑みて設定される一律排水基準の適用猶予について、適用対象となる業種・施設を分けて整理し直すことが必要。(中杉委員、細見委員)</p>	<p>資料4により示す。</p>
<p>水濁法第12条第2項の主旨に鑑みて設定される一律排水基準の適用猶予期間終了後も、一律排水基準に適合しない排水を排出する水産食料品製造業(ホタテガイを取り扱う者に限る)への対応について、整理しておくことが必要。(中杉委員、細見委員)</p>	<p>排水の汚染状態の自主測定、カドミウムが多く蓄積されるホタテガイの中腸腺の除去を丁寧に実施する等の特定施設の使用の方法や汚水等の処理の方法等の改善について、事業者指導を徹底することにより、速やかに一律排水基準への適合を図るものとする。</p>
<p>カドミウムの土壌中での挙動に関する資料について、かなり極端な安全側ケースを想定した検証であり、そうした前提であることを明記し、誤解を招かない表現に修正すべき。また、例えば、「土壌中での濃縮」等、やや正確でない表現もあるので、適切に修正すべき。(平沢委員、中杉委員、柿沼委員、細見委員)</p>	<p>より正確な表現に修正。(参考資料1)</p>
<p>カドミウムの土壌中での挙動については、カドミウム地下浸透基準を暫定的に据え置くための論拠として、現時点では十分議論を尽くせておらず、これが今後の議論の土台となってしまうことには懸念がある。そうした誤解を与えないような記述が工夫できるのであればよいが、そうでなければ、土壌中での挙動について論拠として触れる必要はない。(柿沼委員、中杉委員、山下委員、浅見委員、平沢委員)</p>	<p>資料5により示す。</p>